



笠岡市

協働のまちづくり
の手引き

まちづくり協議会の適正な運営
～よりよい組織づくりのために

令和 4 年
笠 岡 市

目 次

1	はじめに	1
2	まちづくり協議会設立から10年を迎えて見えてきた課題	2
3	協働のまちづくりをすすめるために	3
4	まちづくり協議会	4
	（1）組織	4
	（2）まちづくり計画	9
5	市が実施する支援内容	11
	（1）人的支援	12
	（2）財政的支援	13
	（3）支援体制の構築	13
6	今後に向けて	14

1 はじめに

人口減少・少子高齢化への対応は全国的な課題となっており、地方創生などの旗印のもと様々な施策に取り組んでいるところですが、抜本的な解決には至っていない状況です。

笠岡市においても平成7年以降、人口減少が続いており、高齢化も年々進んでいます。このままでは地域コミュニティの機能維持が難しくなり、地域の活力が失われていくことが危惧される中で、持続可能な地域をつくっていくための取り組みとして、平成24年度から市内全域24地区でまちづくり協議会が立ち上がり、これまで10年の間に地域独自の様々な取り組みが地域の中から生まれてきました。

その活動は多岐に渡り、新聞やテレビで取り上げられるような注目度の高いものもあり、確実に地域の活性化につながってきました。一方で、まちづくり協議会の必要性や趣旨についての理解が市民全体に浸透しておらず、取組内容や活動規模に地域差が生じたり、組織の担い手不足といった課題も顕著になっています。

このような地域の特色や課題を最も理解しているのはやはり「地域の皆様」です。

地域では、地縁による団体、公民館、行政協力委員、学校、市民活動団体、事業者、その他地域の課題解決に関する取組を行う全ての個人、団体及び法人など様々な人や団体がそれぞれ目的を持って活動しています。このような様々な人や団体が関わり合いながら、真に地域に必要なことを見渡し、どういったまちづくりを進めていくかについて知恵を出し合い取り組んでいくことが少子高齢化社会の中での地域が抱える課題の解決につながるものと思います。

そのためにも、今改めて、まちづくり協議会の目指すべき姿を示し、その実現に向けて地域と市が一体となって進んでいくために「笠岡市まちづくり協議会条例」を制定するとともに「笠岡市協働のまちづくりの手引き」を新たに作成しました。

2 まちづくり協議会設立から10年を迎えて見えてきた課題

笠岡市では「笠岡市地縁組織との協働システム構築計画」に基づいてまちづくり協議会が設立され、10年にわたり地域でまちづくりの取組が重ねられてきました。その一方、地域の多様な主体の連携を深め、より効果的なまちづくりを進めるうえで以下の課題が指摘されています。

①担い手不足

役員のなり手の減少、あるいは役員の高齢化はどのまちづくり協議会も抱えている課題です。役員だけでなく、取組への参加者が固定化し、新たな参加者がなかなかいないといった問題も生じています。

これは、社会の変化により60歳を超えてもなお働き続ける人が増え、地域の取組に参加することが難しくなってきたこと、また少子高齢化により地域から人材を得ることが難しくなってきたことなどが要因となっているようです。

②まちづくり協議会の周知と理解の不足

各まちづくり協議会は設立以来様々な活動に取り組んできましたが、まちづくり協議会自体を知らない、どんな活動をしているのかわからないという声が聞かれます。

様々な人、団体等が連携してまちづくりの取組を進めていくために、広く多くの住民にまちづくり協議会とその活動を知って理解してもらうことが必要とされています。

③市の支援

まちづくり協議会は地域独自の課題解決の活動や地域の特性を活かした地域魅力向上のための活動に取り組んでおり、市には個々の地域の取組に沿った適切な支援が求められています。

今後、市は地域住民の合意を反映したものの、かつ総合計画等市の各種計画と整合性がとれたまちづくり計画の策定を推進していくべきと考えられます。また、まちづくり計画に基づいた取組についても自主性と自立性を尊重しつつ、市の各部署が連携して支援する必要があります。

3 協働のまちづくりをすすめるために ～「まちづくり協議会条例」「協働のまちづくりの手引き」～

今回の見直しでは、これまでのまちづくり協議会の歩みから生まれた課題の解決やまちづくり協議会の立ち位置、役割を明確にしてほしいとの地域からの声に応え、これからの協働のまちづくりを進めていくために「まちづくり協議会条例」「協働のまちづくりの手引き」を次のとおり位置づけることとしました。

既存

今回新設

今回新設

今回新設

笠岡市自治基本条例

まちづくり協議会条例（まちづくり協議会を定義）

- 【定義】
- ・協働
 - ・それぞれの役割

- 【まちづくり協議会の定義】
- ・役割
 - ・区域
 - ・要件
 - ・構成員
 - ・活動内容

笠岡市地縁組織との協働システム構築計画

協働のまちづくりの手引き（まちづくり協議会のあり方）

- 【まちづくり協議会】
- (1)組織
 - (2)まちづくり計画

- 【市が実施する支援内容】
- ・人的支援
 - ・財政的支援
 - ・支援体制の構築

- 【見直しについて】
- ・制度の検証

市による支援内容

- (1) 人的支援
 - ① 伴走支援
 - ・地域担当職員制度
 - ・市民活動支援センターのサポート
 - ② 人材育成
 - ・職員研修
 - ・地域向け研修
- (2) 財政的支援
 - ・交付金制度（地域裁量枠の拡大）
- (3) 支援体制の構築
 - ① まちづくり協議会の認知度向上のための情報発信
 - ② 地域活動にあわせた支援体制の構築
 - ③ 市の各種計画、制度等の情報提供
 - ④ まちづくり協議会と市との協働事業展開

4 まちづくり協議会

平成24年に市内全域をカバーする形で24のまちづくり協議会が設立されました。

(1) 組織

① 名称 市内24のまちづくり協議会の名称は以下のとおりです。

名 称	
富岡北地区まちづくり協議会	新山地区自治会
富岡南地区まちづくり協議会	北川まちづくり協議会
笠岡地区まちづくり協議会	大島まちづくり協議会
番町地区まちづくり協議会	神島まちづくり協議会
新横島緑町まちづくり協議会	横江・美の浜まちづくり協議会
今井地区まちづくり協議会	神島外浦まちづくり協議会
金浦地区まちづくり自治協議会	高島まちづくり協議会
城見地区まちづくり協議会	飛島自治振興会
陶山地区みんなが輝くまちづくり協議会	白石・島づくり委員会
大井まちづくり協議会	北木島まちづくり協議会
大井南まちづくり協議会	真鍋島まちづくり連絡協議会
吉田地区まちづくり協議会	六島まちづくり協議会

② 区域 笠岡市魅力あるまちづくり交付金要項第2条に以下のとおり定めています。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり協議会 笠岡市まちづくり協議会条例第2条に規定するものとし、その区域はおおむね次に掲げるいずれかの単位とする。なお、その区域が地域の实情に合わない場合で、区域の変更がまちづくり協議会の活動の促進に寄与すると認められるときは、まちづくり協議会の申出のもと、市とまちづくり協議会とが協議の上これを変更することができる。

ア 笠岡市立中学校及び小学校に関する条例（昭和39年笠岡市条例第37号）別表に規定する小学校の通学区域

イ 笠岡市立公民館条例（昭和54年笠岡市条例第38号）別表第1第2項に規定する地区公民館が管轄する区域

ウ 笠岡市行政協力委員規則（昭和42年笠岡市規則第14号）第5条第1項 に規定する行政協力委員長が管轄する区域

③ 役割 まちづくり協議会の役割については、笠岡市まちづくり協議会条例に以下のように定められています。

(まちづくり協議会の役割)

第5条 まちづくり協議会は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる役割を担うものとする。

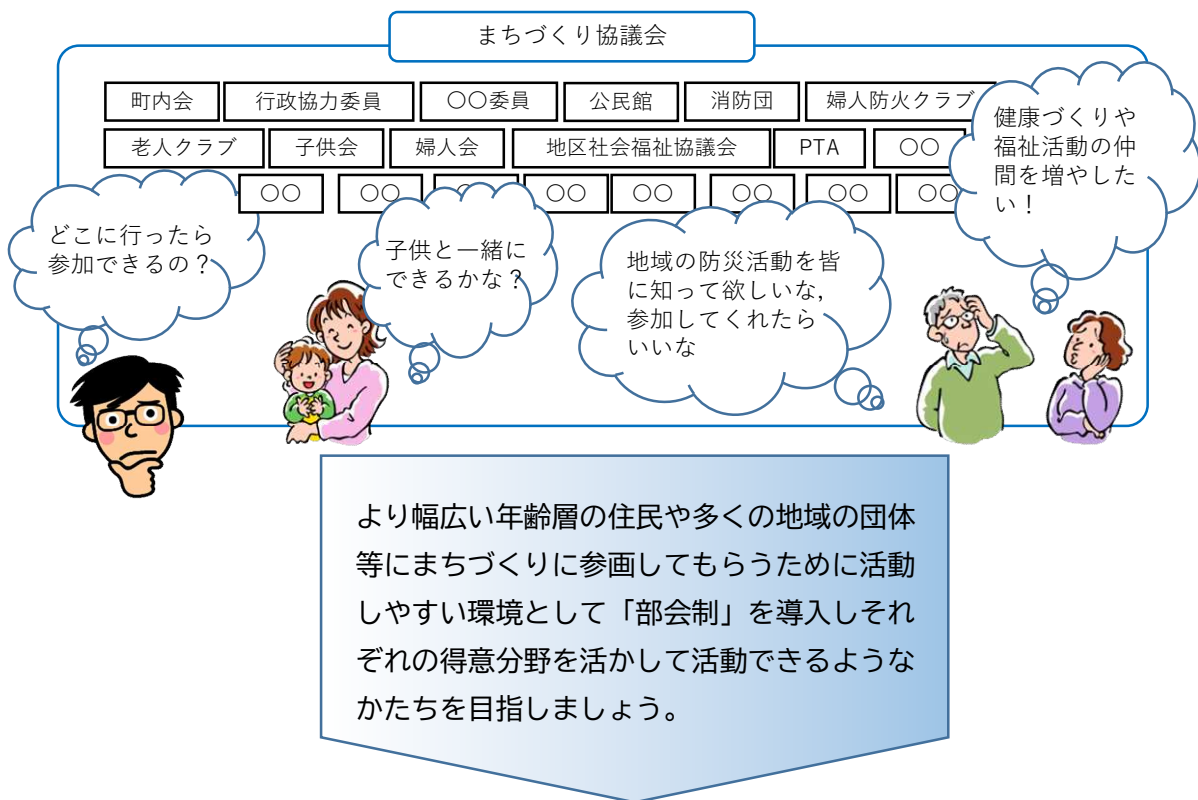
- (1) 地域の情報を集め、その情報を広く発信すること。
- (2) 地域の意見を調整し、協議し、決定すること。
- (3) まちづくり計画を立案し、地域の課題解決や魅力向上に向けた活動を行うこと。
- (4) 多様な主体間の連絡・調整を図り、まちづくり活動への参画を図ること。
- (5) 地域のまちづくり活動の総合的な調整に努めること。

地域にはさまざまな団体や個人といった多様な主体があります。まちづくり協議会は、地域の課題解決に向けて協働して取り組んでいくために、多様な主体間の調整・協働といったコーディネーターの機能を担い、取組を実現するための仕組みをつくります。

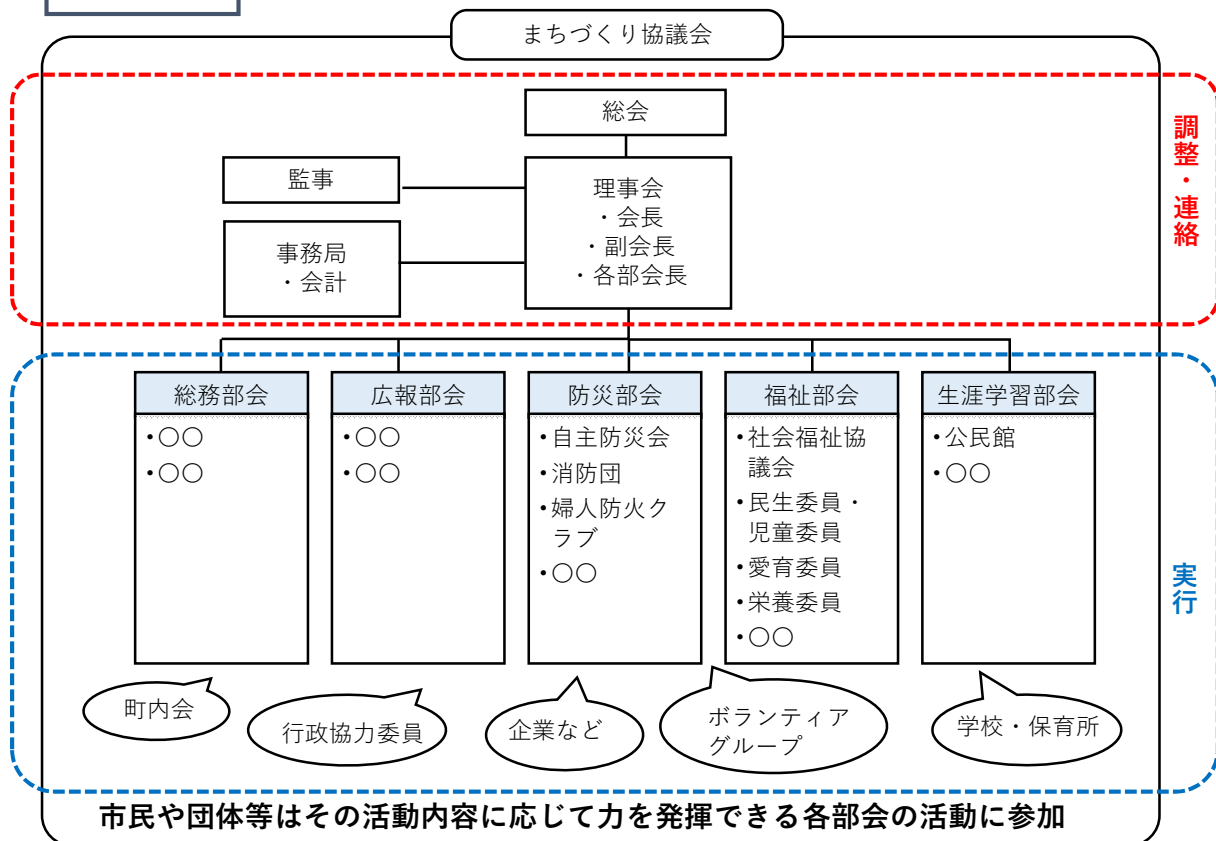
④ 部会 地域住民の声を反映したまちづくり計画に基づいた取組を進めていくには、地域を知る市民や団体の方々の協力が欠かせません。まちづくりについて話し合う場であるまちづくり協議会には福祉や防災など様々な分野の団体の方等にも参加してもらうことが必要です。まちづくり協議会に分野ごとの「部会」を設置することで、まちづくり計画策定段階からこれまでの知識や経験、組織力を活かしながら話し合いができると思います。

現在24のまちづくり協議会で地域の実情にあわせた活動が取り組まれています。部会を含めたまちづくり協議会の形も地域の特性や課題に合わせてつくりあげてください。

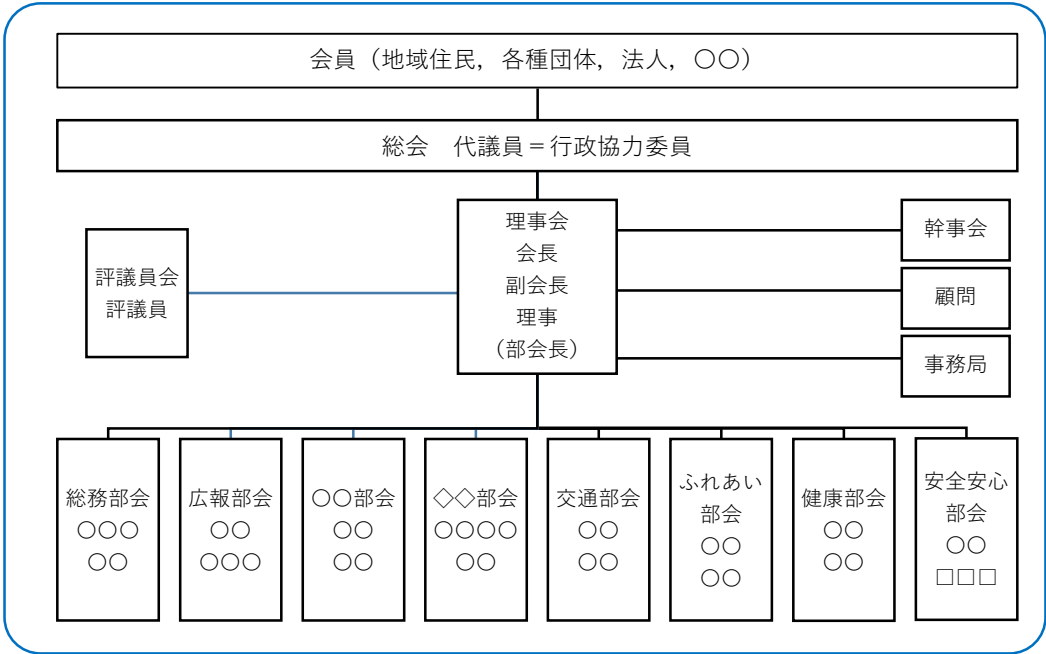
次ページからまちづくり協議会組織のイメージ図をいくつか記載していますので、参考にしてみてください。



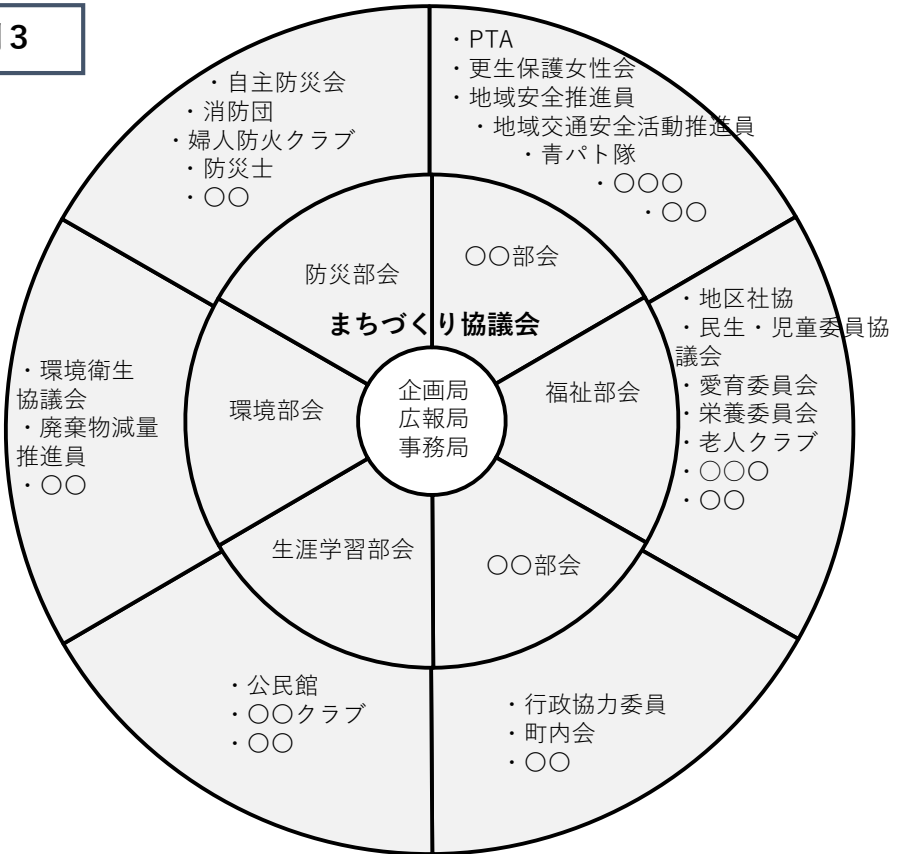
事例 1



事例 2



事例 3



⑤ 役員（任期）

まちづくり協議会のような地域運営組織では、さまざまな人材が活躍できる体制を作ることが重要です。役員が定期的に交代することで、引継ぎを容易にできる仕組みを作ったり、後継者問題等の対応策ができたリ、組織の新陳代謝を図ることができます。

会長任期は1期2年を原則としますが、やむを得ない場合には再任することも可能とします。その他の役員は組織運営に関する経験を得る観点から、期限を設けませんが、より多くの人に関わって参画してもらうために、定期的に新たな担い手となる人の参画する機会を増やしていくことが大切と考えます。

⑥ 事務局員

組織の形作りには文書を作る、関係者間での情報共有をする、お金を管理するなど事務のマネジメントが不可欠です。マネジメントが適切にされることで、組織の決定にあわせた取組を効率的に進めていくことができます。まちづくり協議会には事務局員を置き、事務の進み具合や会計等についても、他の役員と情報共有に努めることが必要でしょう。

特定の人だけに負担が集中しないよう複数の人による役割分担も考えましょう。

⑦ 組織や活動内容に関する情報の周知

組織の構成や役員、規約等はまちづくり協議会の運営の基本的な情報です。また、事業計画書や収支予算、事業報告書や決算報告書は地域でどんな目的で誰がどんな活動をしているかが分かる大切な資料です。どちらも、地域に配布する、あるいはホームページに掲載するなど、地域住民の誰もが見るようにすることで関心を持ってもらい、気軽にまちづくりの活動に関わることができるようにしましょう。

市もインターネットや広報誌、ケーブルテレビ、市民活動支援センターなどを活用した情報発信を充実させ、まちづくり協議会の認知度向上を図り、より多くの市民の参画を推進していかなければなりません。

(2) まちづくり計画 笠岡市まちづくり協議会条例に以下のとおり定めています。

(まちづくり計画の策定)

第13条 まちづくり協議会は、地域に居住する住民等の合意に基づき地域ごとの特性を活かした地域の将来像、まちづくりの基本方針及び短期・中期・長期の取り組むべき活動を取りまとめたまちづくり計画を策定するものとする。

2 まちづくり計画の策定にあたっては、市の総合計画等との整合性を図るものとする。

3 まちづくり協議会は、まちづくり計画の実施状況について検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

笠岡市には農村部、島しょ部、市街地とさまざまな特色のある地域があり、抱える課題も異なります。地域それぞれで住みよい地域社会を作っていくには、地域住民の意見を反映させた活動に計画的に取り組んでいくことが大切です。

まちづくり計画を作る際には、まずワークショップや住民アンケート、ヒアリング（聞き取り）調査などから住民の意向・ニーズを確認します。子供から高齢者まで幅広い世代の意見を聞き、互いの課題と地域の将来像を共有します。

地域住民みんなで地域の将来像と課題、解決方法について繰り返し話し合ううちに、住民一人ひとりがまちづくりの当事者であるという自覚が生まれ、まちづくりの活動に対する理解も深まり、活動に参加するきっかけにもなります。より多くの人々の理解を得ることで、活動に協力してもらえる体制を作ることができ、今まで参加していなかった人にも参加してもらうことができます。

まちづくり計画を作る過程で、多くの人に関り、まちづくりの活動に対する周知と理解が深まることによって、活動の担い手不足の解消につながっていくと考えます。

まちづくり計画に取組内容や役割分担をまとめるときは、今できていることやすぐできそうなこと、それぞれの得意分野を活かせるように考えてみましょう。

また、活動に取り組む中で、壁にぶつかって計画した結果にならなかつたり、別の課題が出てきたりすることもあるでしょう。取組を実行したら、必ず結果や問題点を皆で確認して、改善方法を考えてみます。

市は、まちづくり計画の策定に対して積極的に支援をしていかなければなりません。市の総合計画等各種計画の情報を広く地域へお伝えすることはもちろん、時には住民と一緒に同じテーブルに座って地域の課題や資源について話し合い、一緒に計画策定を進めていくことで地域のサポートを充実させます。また、まちづくり計画の内容を市にもフィードバックし、市の施策にも反映させ総合計画等との整合性を図ります。

さらに、まちづくり計画に基づいた地域の課題や活動計画を市各部署を横断して共有しながら、地域の活動を支援し、地域のニーズに応じていくことができるよう努めます。

- 協働のまちづくり課，市民活動支援センター，地域担当職員によるまちづくり計画策定のサポート
- 総合計画等各種計画，人口データ，利用可能な助成制度の情報を提供
- 必要に応じた総合計画等の市施策の説明
- 市事業との連携の検討

5 市が実施する支援内容

市は、まちづくり協議会の活動を支援し、地域と協働してまちづくりを進めていくために次の支援を行っていきます。

人的支援

○伴走支援

- ・地域担当職員制度（3～4人／各まちづくり協議会を担当）
- ・市民活動支援センター（まちづくり協議会の相談対応，まちづくり計画策定支援，オンライン化支援，人材発掘）

○人材育成

- ・職員研修（地域協働促進，地域活動の促進，地域の資源や情報の整理など）
- ・地域向け研修（まちづくり協議会事務員研修，テーマ別研修，リーダー研修，リーダー候補者研修，先進地視察など）

財政的支援

- ・地域の合意を得た課題解決の取組を支援する交付金制度

支援体制の構築

- ・まちづくり協議会の認知度向上のための情報発信
- ・地域活動支援体制（地域の課題解決の活動に対する行政を横断した支援体制の構築）
- ・市の各種計画，制度等の情報提供
- ・地域と市との協働事業を展開

(1) 人的支援

○伴走支援

地域に行って同じ場所で一緒に考える、地域に寄り添った支援をしていきます。

①地域担当職員制度

地域によって抱える課題も関わる人材も様々ですので、地域担当職員は地域の会議や活動に参加しながら、地域あるいは取組の良い点や問題点などを把握します。把握した内容は地域担当職員、市各部署で共有し、必要な場合は市外の行政組織への連携を図ったり、まちづくり協議会の運営や取組に関する相談への対応を行います。

②市民活動支援センター

まちづくり協議会からの運営に関する相談や事務手続きについて助言・サポートを行います。また、まちづくり計画の策定にあたって、アンケート調査・ワークショップの開催など地域の取組を支援します。SNSやWEB会議などオンラインの取組を技術的な面からも支援します。まちづくり協議会の情報を取りまとめて発信し、地域外からの人材の引き込みなど人材発掘に努めます。

○人材育成

協働のまちづくりを担う多様な主体の人材育成を図るため、市職員及び地域住民への研修を開催します。

①職員研修

これからのまちづくりでは、市職員が地域の活動に対して助言をしたり、話し合いの促進を図る役割を担う必要性があります。そこで、全ての職員が協働への理解を深め、協働の視点に立った事業立案能力を育成できる研修や地域の話し合いを進めやすくする研修によりスキルの向上を図ります。また、地域の現状を把握するため地域資源や情報の整理をしていきます。

②地域向け研修

各まちづくり協議会の事務のマネジメントを支援するため、事務局員向けの研修を開催します。また、防災や福祉などテーマ別研修やリーダー育成を目的としたリーダー及びリーダー候補者研修、課題解決の先進地視察を実施します。

地域間の課題・情報の共有を目的とした意見交換会を実施します。

③オンライン化研修

まちづくり協議会のSNSなどを利用した情報発信やWEB会議などオンラインの取組を推進するため、研修を実施します。

(2) 財政的支援

まちづくり計画に基づいた取組（地域が掘り起こした課題を地域の話し合いで決めたやり方で解決する取組）を財政面から支援します。

(市の支援)

第15条 市は、まちづくり計画策定やまちづくり計画に基づいた取組が円滑に進むよう、まちづくり協議会に対し人的支援、財政的支援を行い、情報の発信及び提供等を含んだ支援体制を構築するものとする。

この場合において、市は、まちづくり協議会の自主性及び自立性を尊重するものとする。

- 2 市は前項の支援を行うにあたり、まちづくり協議会と多様な主体とが連携を深め、相互補完関係を築くよう働きかけを行うものとする。
- 3 市は、協働のまちづくりを推進する施策の実施にあたっては、関係部局間の連携を図らなければならない。

【交付金制度】

- ①運営交付金…地域の合意と判断で用途を決める
- ②活動交付金…申請に基づいた協働の取組を支援する

【交付金イメージ図】

②活動交付金
①運営交付金
人件費, 光熱水費, 賃借料, 運営費, 活動費

(3) 支援体制の構築

各まちづくり協議会が地域の課題解決や魅力向上に資する活動に円滑に取り組むため、また効果的な活動実施のために、市全体で総合的に支援していくことを目指し、市においてはまちづくり協議会の活動を全庁的に共有し各取組への助言・サポートを可能とする体制を構築します。

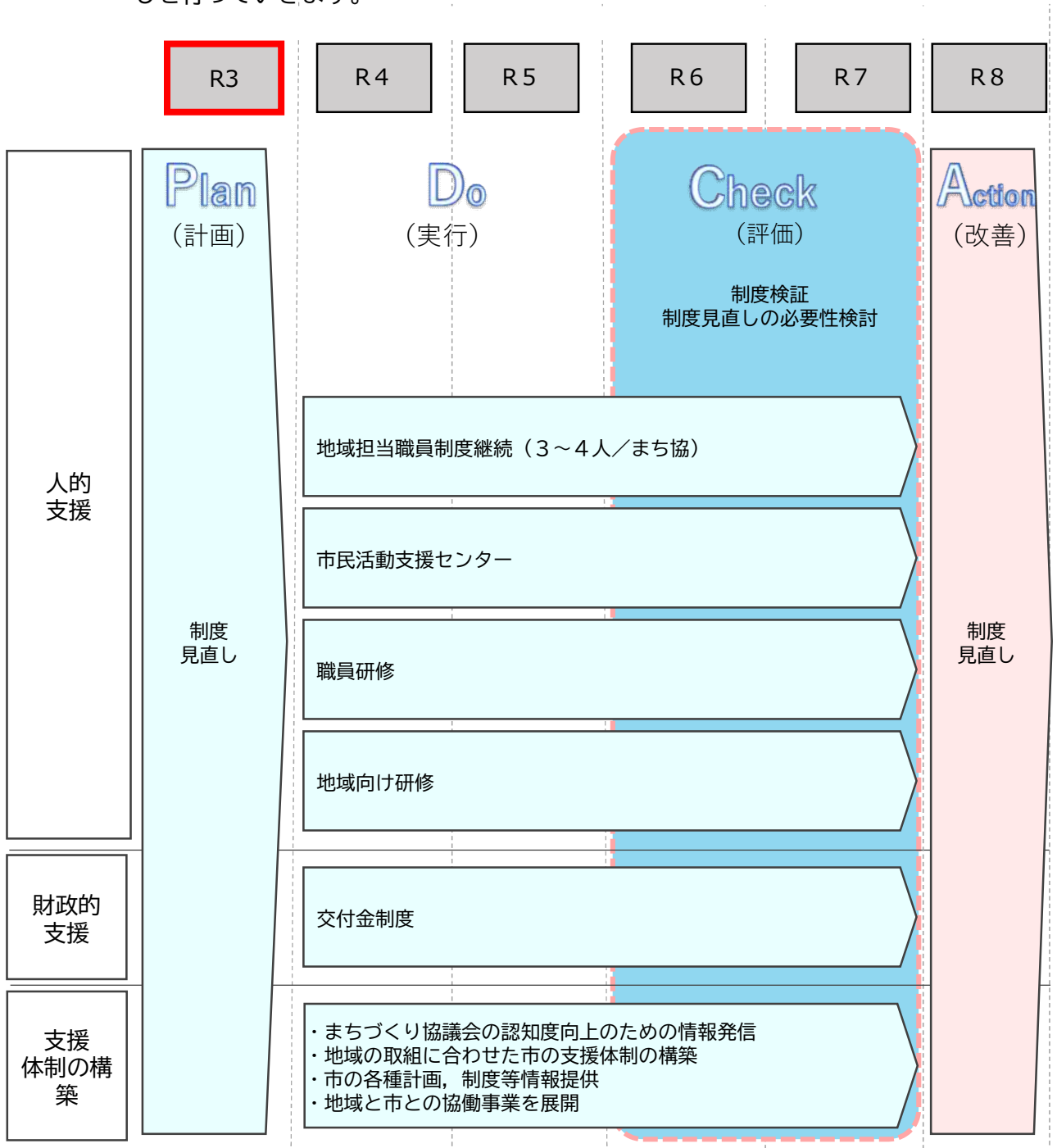
市の事業についても新規事業の立案時から地域との協働の視点を重視し、地域と市が一体となって実施する事業を推進します。

また、市担当課とまちづくり協議会との協働による事業展開を進めていきます。

6 今後に向けて

支援計画（5年サイクルでの制度検証）

支援計画は単年ごとに支援計画をたて、成果を確認し、必要に応じ見直しを行っていきます。



本手引きについては、社会情勢の変化への対応とともに協働の取組を重ねていく中で、5年を超えない期間ごとに見直しを行っていきます。



笠岡市協働のまちづくりの手引き

まちづくり協議会の適正な運営
～よりよい組織づくりのために

令和 4 年 笠 岡 市

笠岡市政策部協働のまちづくり課
〒714-8601笠岡市中央町1番地の1
tel 0865-69-2123
e-mail machizukuri@city.kasaoka.lg.jp